

皇室制度をめぐる論議

— 皇族に関する有識者ヒアリング —

横手 逸男^a

^a 湘北短期大学保育学科

【抄録】

野田内閣は、皇室の活動を安定的に維持し、天皇皇后両陛下の負担を軽減するために、女性皇族が結婚後も皇室にとどまる「女性宮家」の創設をも視野に皇室典範改正案を取りまとめる方針を固め、ヒアリングを行いその内容を公表した。そこで示された「女性皇族が婚姻後も皇族身分を保持する案」と「婚姻後は、女性皇族は皇族の身分を離れるが、国家公務員として皇室活動を支援する案」の二案は、その後の安倍内閣の発足により白紙に戻されたが、皇位継承の安定的確保は、国家の根本体制にもかかわる重要な問題であり、先送りは許されない。本稿では、ヒアリングの内容を詳細に検討し、その論点を明らかにしたい。

【キーワード】

皇室典範 皇位継承 女性宮家

1 はじめに

日本国憲法は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定する(2条)。これを受け、現行皇室典範では「皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する」(1条)と定め、皇位継承資格を「男系の男子」に限定し、天皇及び皇族の養子を禁止し(9条)、皇族女子が、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れなければならない(12条)と規定する。

平成16(2004)年には、小泉内閣の下において「皇室典範に関する有識者会議」が発足し、皇位継

承資格を「男系の男子」だけでなく「女子や女系の皇族に拡大することが必要である」との報告を平成17(2005)年11月24日に行った。これに対しては125代にわたって男系により継承されてきた皇室の歴史や伝統を無視するものであるとの猛反発があった^[1]。

皇位継承順位3位の悠仁親王のご誕生により、男系男子の皇位継承が困難になる事態はひとまず解消されたが、皇太子の次の世代に男子が1人という現在の状況においては「安定的な皇位継承」が確保されているわけではない。

羽田宮内庁長官は、野田首相に平成23年10月5日「女性皇族が多い現状のままでは皇族が将来減少し、皇室の安定的な活動を維持できなくなる」と説明し、同年11月25日の記者会見で、藤村官房長官は「安定的な皇位継承の維持は国家の基

<連絡先>

横手 逸男 i-yokote@jcom.home.ne.jp

本事項で、今後、国民各層のさまざまな議論を踏まえ、検討する必要がある」との認識を示した。

野田内閣は、皇室の活動を安定的に維持し、天皇皇后両陛下の負担を軽減するために、平成23年12月22日、女性皇族が結婚後も皇室にとどまる「女性宮家」の創設を視野に皇室典範改正案を取りまとめる方針を固め、平成24年2月から7月まで、6回にわたり12名の有識者に対しヒアリングを行った^[2]。そして、その結果を踏まえ、論点整理を行い、「女性皇族が婚姻後も皇族身分を保持する案」(女性宮家創設案)と「婚姻後は、女性皇族は皇族の身分を離れるが、国家公務員として皇室活動を支援する案」の2案を示し、藤村官房長官は、10月5日の記者会見でこの2案を踏まえて検討を進めることを明らかにした^[3]。これについては「皇室の伝統を守る国民の会」(会長:三好達)などより、「元皇族の男系男子の皇室復帰」こそ、今日の課題を克服する道である」等の反対が表明された^[4]。

政府は10月5日発表の案について、国民の意見を募るパブリックコメントを実施した。寄せられた26万7千件のコメントの多数を反対意見が占めていたともいわれる^[5]。その後、発足した安倍内閣では、民主党政権が昨年10月5日にまとめた案の見直しを始めたともいわれる^[6]。安倍政権がこの問題にどう対処するかは不明な部分も多いが、皇位継承の安定性の確保は、わが国の根本体制にも関わる問題でもあり、先送りは許されない。

本稿では、野田内閣の下で実施されたヒアリングの内容を概観し、その問題点を明らかにし、皇位継承問題に関する自らの今後の研究の一助としたい。

2 ヒアリングの形式

「皇室制度に関する有識者ヒアリング」は次のような方法で、平成24年2月29日～7月5日にかけて行われた^[7]。

(1) ヒアリング事項 ヒアリングは、従来から論議が盛んな「皇位継承問題」には触れないことを前提に、緊急性の高い「皇室の御活動の維持」と「女性皇族の問題」に関する以下の①～⑥の項目を中心に行われた。

①象徴天皇制度と皇室の御活動の意義について
ア. 現在の皇室の御活動をどのように受け止めているか。

イ. 象徴天皇制度の下で、皇室の御活動の意義をどのように考えるか。

②今後、皇室の御活動の維持が困難となることについて

現在の皇室の構成に鑑みると、今後、皇室典範12条の規定等により皇族数が減少し、皇室の御活動の維持が困難になることについてどのように考えるか。(皇室典範改正の必要性・緊急性はあるか。)

③皇室の御活動維持の方策について

ア. 室のご活動維持のため、「女性皇族(内親王・女王)に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策について、どう考えるか。

イ. 皇室の御活動維持のため、他に採りうる方策として、どのようなことが考えられるか。

④女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持頂くとする場合の制度のあり方について

ア. 改正後の皇室の規模はどのくらいがふさわしいか。

イ. 配偶者及び子の身分やその御活動についてどのようなあり方が望ましいのか。皇族とすべきか否か。

⑤皇室典範改正に関する議論の進め方について

皇室典範について、今回、今後の皇室の御活動維持の観点に絞り緊急課題として議論することについてどう考えるか。

⑥その他

- ア. 女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただくとした場合、婚姻等が円滑になされるようなどのような配慮が必要か。
- イ. その他、留意すべきことは何か。

(2) 議事進行 ヒアリングは、内閣官房副長官(政務、事務)、園部内閣官房参与、内閣官房皇室典範改正準備室職員により、各回2名ずつ計6回、以下の各氏に対し質疑応答を含め約40分ずつ行われた。

第1回 平成24年2月29日(水)

今谷 明(帝京大学文学部日本文化学科特任教授)
田原総一郎(ジャーナリスト)

第2回 平成24年3月29日(木)

山内昌之(東京大学大学院総合文化研究科教授)
大石 眞(京都大学大学院法学研究科教授)

第3回 平成24年4月10日(火)

櫻井よしこ(ジャーナリスト)
百地 章(日本大学教授)

第4回 平成24年4月24日(火)

市村真一(京都大学名誉教授)
笠原英彦(慶應義塾大学教授)

第5回 平成24年5月21日(月)

小田部雄次(静岡福祉大学教授)
島 善高(早稲田大学教授)

第6回 平成24年7月5日(木)

所 功(京都産業大学名誉教授)
八木秀次(高崎経済大学教授)

3 ヒアリングの内容

前掲ヒアリング事項①～⑥に沿いなされた各有識者の回答の要旨、質疑応答の概要は以下のとおりである。以下、骨子のみ掲げる。

第1回 平成24年2月29日

[今谷 明]

- ・ 象徴天皇制度の沿革をみれば、1,000年以上の歴史があり、それが戦後復活したもので、GHQその他から押し付けられたものではない。皇室の御活動にはア.国事行為、イ.祭祀的行為、ウ.公的行為等があるが、イとウは皇太子と秋篠宮にお任せしても良い。
- ・ 女性宮家は仁孝天皇の皇女の淑子内親王(皇女和宮の姉)が桂宮を継いだ例もあり、決して不自然なことではない。ただできるだけ小規模にとどめになって、例えば眞子様、佳子様、愛子様。困難かも知れないが黒田清子様にも戻っていただきたい。内親王が宮家を立て、御結婚された場合、入夫の男性は准皇族というようなことでよいのではないか。一代限りで准皇族というような待遇。准関白とか准摂政とか、平安時代の人はかなり柔軟にやっている。だから黒田様の御主人も今のお仕事を辞めていただく必要はない。

〈質疑応答〉

長浜副長官:歴史の中における皇室の女性の役割、地位は、長い天皇の制度の中で、どのように変化したか。

今谷 氏:皇室という存在自体が伝統的に二重、三重の藩屏というか、周りの大きな組織、貴族、公家、武家などで天皇を支えている。そういう意味で最低限、女性宮家であっても周りに垣根を作ることは非常に必要であろう。女性宮家については小規模ながら、清子様を含めて、宮家

を立てる方向でいいのではないか。

園部 参与：女性宮家というのは非常に誤解を招く言葉だが、そうではなくて、女性皇族方を含めて、天皇陛下の御公務の継続をお助け頂く体制についてどうか。

今谷 氏：差し支えない。

園部 参与：皇族が結婚して臣下に降嫁される、そういう状況でも、皇族である女性は、皇族としての地位あるいは尊称を維持することは可能か。

今谷 氏：皇室典範を改正して、入夫される男性についても准皇族的な待遇を一代限りでお与えすればいいのではないか。

[田原総一郎]

- ・日本では、古代から一貫して国民が天皇を守ってきた。この国では革命は1度も起きていない。日本の歴史のなかでは象徴天皇制が普通であり、明治天皇から昭和天皇の前半までの大元帥という形がむしろ異常、今はむしろ歴史的には、長い歴史の流れに戻ったと考える。そういう意味で、今の象徴天皇制は肯定する。しかし、公務が激しすぎるので、もっと減らした方がいい。
- ・秋篠宮家の悠仁様が天皇になられるときには、宮家がゼロになるおそれもある。それゆえ女性宮家をつくるのは基本的に賛成する。旧宮家の復活に反対ではないが、旧宮家が復活すればいいから女性宮家は要らないという意見は、論理的に正しくない。
- ・女性宮家を創設した場合、その規模はできる限り小さい方がいい。配偶者である夫は皇族に準じるべきであり、その子どもも宮家でいい。今日の問題とは関係ないかも知れないが、女性天皇があってもいい。女系の場合、これは問題、女系という伝統はない。

〈質疑応答〉

園部 参与：女性宮家において、一般の人が配偶者となった場合、その方は色々な皇室の御活動において、国賓の御接遇・園遊会等にお出でになる可能性もある。

その場合、相手の男性は、皇族でない御配偶ということになるが、参列されるのがよろしいのか。

田原 氏：厳密にはわからないが、参列した方がいいと思う。

園部 参与：皇族に準ずるとは、どういうことか。

田原 氏：いろいろと制約される、全く自由ではない。

園部 参与：職業はいかがですか。

田原 氏：基本的には職業に就いてもいいが非常に制約があると思う。たとえば今の赤十字のトップは近衛さんだが、こういう職業はいいと思う。

竹歳 副長官：今後の議論の進め方はどのようにしたらよいか。

田原 氏：今日申し上げることはないと思うが、女性天皇は伝統的であって問題ない。女系をどうするか。これは今、論じることではない。

齊藤 副長官：旧宮家の復活には反対しないが、女性宮家はやはり必要だということだが、復活をするということで女性宮家は不必要ではないかとの発言もあるが。

田原 氏：逆に、それは女性差別だと思う。時代が変わったわけだから、女性宮家を認めないというのが、非常にアナクロニズムだとすら思う。旧宮家の復活には反対しないが、女性宮家を認めるということは、将来、女系天皇を認めるということになるのではないかという意見。それは別の問題である。女性宮家の問題と全く違う。

河内 副室長：女性皇族問題について、ジャーナリストの立場からみて、国民的な議論を深める

ためには、どういうやり方、手法が考えられるか。

田原 氏：ジャーナリズムでの品の悪いスキャンダル姿勢、これは非常に嘆かわしい。この問題をきっかけに、国民の中で天皇とは何かを基本から考え直すことは、非常にいいことだと思う。

第2回 平成24年3月29日

[山内昌之]

- ・ 両陛下が、民主主義と天皇制との共存と調和を模索されてきた御努力はまさに国民の象徴としてふさわしく、国民にとっても誇らしい。
- ・ 陛下の御活動は十分に補佐されなくてはならず、このためにも女性宮家の設立は象徴天皇制の維持と発展にとって必要である。
- ・ 女帝・女系の天皇即位や旧宮家の復活といった天皇制の根幹に関わる大変革は、国民世論を大きく分裂させる。いまは女性宮家の創設だけに問題をしばっておくほうが良い。女性宮家は昭和天皇と現天皇の血をひく方々に限定すべきである。
- ・ 愛子様、眞子様、佳子様については、宮家を立てられ御結婚後も皇族として「万世一系」「万葉一統」の血筋を維持することにお力添えいただき、悠仁天皇の即位とその後の皇室の繁栄のためにお力を尽していただきたい。女性宮家の創出は象徴天皇制を未来において安定させる堅実な方策の1つといえよう。

〈質疑応答〉

斉藤 副長官：両陛下のご公務が非常に多いことについて考えを聞きたい。

山内 氏：陛下のお仕事は大きく分けて祭祀行事と国事行為や公的行為の2つある。これまでも皇太子殿下・秋篠宮殿下・ご降下前の紀宮殿下が臨時代行をされてきた。そうした名代・代理という形でのご出席をもう少しわかりやすい形

にする。その1つが女性宮家の創設にもつながるのではないかと。

斉藤 副長官：ご専門分野のイスラムの歴史や文化の国際的観点からご意見があれば伺いたい。

山内 氏：天皇家の血筋が今日まで伝わってきたというのは、イスラム史からすると驚くべきこと。

竹歳 副長官：「女性宮家」を昭和天皇と今上陛下の血を引く方々に限定すると考える根拠は何か。

山内 氏：養老律令や大宝律令以来、宮家は4世から5世で臣籍に下ることになっていた。内帑金あるいは皇族費というような財政的措置の問題からして、ある皇族を永続化させることは難しかった。大正9年の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」も宮家が増えすぎて財政問題が生じたことが大きい。11宮家の共通の祖先は南北朝の北朝につながる。昭和天皇と現天皇陛下の血を引かれる直宮様を中心に考えるのは当然。

園部 参与：女性宮家という言葉は、私は最初から使っていない。マスコミの方で広がり、女系天皇になるのではないかというようないがかかりを付けられて迷惑している。ここでは、天皇陛下の大変な数のご公務を分担して減らすというのが最大の目的。

山内 氏：今回の議論は女帝、女系天皇の問題に立ち入るものではないと最初に私は言った。現両陛下のご体調やご健康の問題。悠仁親王が未来、補佐や援助もなく孤立される事態は避けなければならないという2つの観点から女性宮家による補佐と援助という言葉を使った。

園部 参与：眞子内親王殿下、佳子内親王殿下がご結婚されても、皇族としてあるいは皇族の尊称を得たまま活動される場合、その2代目以後について、あるいは配偶者になる男性については、どういう待遇をするのが良いかと。

山内 氏：一番きちんとしているのは皇室のなかにとどまられるケース。その場合、配偶者は皇族か準皇族ということもありうる。

園部 参与：その準皇族はあくまでも配偶者までですね。

山内 氏：両陛下のご公務の軽減に限定されるのであれば一代限りでお仕事をして頂く。しかし悠仁親王殿下の成長過程を見渡してということであれば2代、3代という皇族の資格を与えられるということは、憲法、民主主義の議論とも矛盾しない。

園部 参与：メディアを通しての国民の皇室像・皇室観の形成についてはどういう点が重要か。

山内 氏：メディアには両義性あり。報道と情報の番組では役割はやや違って来る。

報道に関するメディアの扱い方は全体として当を得ている。ワイドショー系などでは首をかじげたくなるものもある。

[大石 眞]

- ・ 天皇・皇族方の活動は、いわば国の「尊厳的」要素として、党派的な対立を越え、社会的な結合を強める機能をもつ。
- ・ 現行典範の婚姻による皇籍離脱(12条)と養子の禁止(9条)は、皇族数の減少という傾向に拍車をかける。自発的な皇籍離脱もありうる(典範11条)。現行典範改正には十分な必要性と緊急性がある。
- ・ 「女性皇族(内親王・女王)に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」という方策については、何より、「皇族の身分を保持する」ことの意味が、(a) いわゆる宮家を立てるという趣旨か、(b) 婚姻後もなお皇族の出自を示す尊称(内親王・女王)を認めるという趣旨かを分けて考える必要がある。(a) だとすれば前例はない。他方、(b) だとすれば、これは旧典範時代に前例がある。

・ 「皇族の身分を保持」することが(a)であれば、その配偶者は、一般民間人の方で構わないが、配偶者とその子については皇族として処遇することが望ましい。(b) だとすれば、その尊称はその一代限りとするのが当然。

・ 「婚姻後も皇族の身分を保持」することの意味を明確にした上で議論を進めることが大切。皇室典範の改正も俎上に上ることになるのであれば、憲法附属法の再検討の問題として、国会両議院に設けられている憲法審査会で議論することが考えられてよい。

・ 皇室経済との関係を考えて、(b) だとすると、現行法規を改める必要はない。他方、それが(a) だとすると、その改正も必要となる。なお、伝統的な儀式・行事等についても、法的な整理・再検討を行う必要がある。

〈質疑応答〉

斎藤 副長官：女性皇族の配偶者が一般民間人の場合、皇籍に入るとなると大きな不安材料になるとは。

大石 氏：公務としての側面をもつ行為がずいぶん増えその中身がはっきりしない。もう少し降りやすくした方がよい。

園部 参与：皇室典範の改正についても皇太子殿下も秋篠宮殿下も政治的に発言されることを大変、遠慮されておられる。皇室の方々のご意見をお伺いする手順・方法・公表のあり方とか、何か法的に可能な方法についてはどうか。

大石 氏：手順と方法は難しい。昔は公式令という勅令がまずできて、これをもって皇室令という一つの形を作った。現在は国の制度というものと天皇家ご一家の問題とをどうやって区別するかということがある。旧皇室令などを参考に内閣官房や宮内庁のしかるべきところで進めるのが一番いい。区分けにおいて国家制度と天皇家内部の問題とを明確に分けられない部分があ

る。とくに一般民法との関係をどうするかというのはよく分らない。

園部 参与：皇室会議の役割についてはどうか。

大石 氏：今は、皇室会議は皇族方が主導権を取るように形になっていない。皇室のご意見をどうやってくみ取っていくか、何らかの手だてがあつていい。

園部 参与：皇室会議のほかに皇族会議というものを設けることも考えられるか。

大石 氏：その点は、皇族会議のメンバー構成にもよる。

園部 参与：かつては天皇陛下が親臨されていたが、そういうものの復活はどうか。

大石 氏：国の公的な部分での制度とその中の問題との区分けができたという前提に立つなら、私的な部分について、天皇陛下が親臨されるということはある。しかし、旧典範の場合には、第35条に天皇が皇族を監督するという規定があつたが、現在はそういう規定がないので問題は残る。

園部 参与：それらの運営基準は法律で決めるべきか、それとも皇室内部基準として皇室令のような形にするか。どちらがよいか。

大石 氏：過去の皇室令、現在必要な制度的な措置が、旧皇室令との関係でどういう位置づけにあるのか整理しなければ断定できない。

園部 参与：内親王や女王の尊称を続ける場合、尊称はあるが皇族ではないとすると、皇族でも一般国民でもない新たな身分ができるのでは？

大石 氏：そこは難しい問題、尊称を伴うことによってある種のあり難さをもって、そこのご名代になるところが多分大事、それを身分というべきかどうかは、やはり1つの問題だと思う。

第3回 平成24年4月10日

[櫻井よしこ]

・皇室こそ日本の精神的支柱。祈る存在としての皇室に深い感謝と敬意を抱いている。

天皇の最重要のお役目は祭祀。祭祀を御公務と定義し直すことが重要。そうした上で、そのほかの国事行為や象徴行為を優先度によって分類し、どうしても天皇でなければならぬものを除いて、皇太子様や秋篠宮様に分担していただく工夫が必要。

・事態を改善し、皇室の基盤を強化するために、過不足のない数の皇族方を天皇の周りに配置することが必要。そのための皇室典範改正は避けられない。しかし、女性宮家の創設は、皇室の本質を根本から変える女系天皇につながりかねない。

今回の政府の設問自体に無理がある。政府は、女性宮家の創設問題は皇位継承の問題と切り離すというが、これら2つは表裏一体の切り離せない問題である。

一代限りの女性宮家にしても、必ず崩れて変質し、結果、男系天皇で幾世代も続いてきた皇統が女系天皇に移ることになる。

・女性皇族が結婚後も皇室のお近くで活躍されるような体制を整えることは賛成。

しかし、その場合の身分は日本の伝統にのっ

とって、皇籍を離れられるのが順当。御身分を民間人としながらも女性皇族として既にお持ちの、例えば内親王、女王などの称号を生涯にわたってお使い頂き、経済的支援を差し上げる配慮が必要。

男系の皇統を守り、宮家を増やし、皇族方を増やすために、皇籍離脱した旧皇族方にお戻り頂ければ良い。具体的には皇室典範9条を改正して養子を可能にする。かつて臣籍降下なさった旧皇族の方々に家族養子となつていただく、

あるいは、新たな法を整備して養子ではない他の方法で皇族に復帰していただくことも考えればよい。

〈質疑応答〉

竹歳 副長官：旧宮家には多くの男のお子様がおられるが、養子として皇族に復帰していただくときには、その全ての方に戻っていただくのか。

櫻井 氏：資格を有した方々を例えば皇室会議などを開き、また今上陛下のお考えも十分にお聞きしながら、客観的に、十分に勘案して、慎重に決めることがよい。

原 室長：家族養子、これは例えば旧皇族の家族全員が養子になるという意味か。

櫻井 氏：復帰する御家族の方に余り不自然な状況が生まれないように、家族は一体として養子になるのがよい。

園部 参与：どのような規模で養子を認めるか。それはどこが決めるか。

櫻井 氏：今までの歴史を見ると、宮家は4宮家ありました。長い歴史を担っていくわけですから、4から7家くらいまではいいのではないか。

園部 参与：女性皇族は皇室の外に出られて、民間人という御身分で皇室の御活動をしていただくということか。

櫻井 氏：結婚後も皇室のことをよく知っておられ、理解も深いわけですから、御皇室を支えていただく。そのために内親王や女王の称号を終身お使いいただいて、しかし、御身分は民間人。政府はこの特別の御存在の民間人たる方に経済的支援を与えて、さまざまな役割を担っていただくのがよい。

[百地 章]

・女性宮家論は、皇室典範に関する有識者会議報告書において、女系天皇の容認とセットで登場したもので、女系天皇の道を開くための方便。

政府が有識者会議の報告書を前提に検討を行うと述べている以上、今回のヒアリングは皇位継承と切り離して行うと言っても、いずれ女系天皇の容認に向うことは間違いない。

・従来、政府見解の基調とされてきたのは、憲法第2条の世襲は男系を意味するというもの。憲法第2条は男系主義、少なくとも男系重視を意味しており、皇室典範への委任はこれを前提としたもの。それゆえ、皇位継承権を男系男子に限定した皇室典範1条を改正して、安易に女系天皇を容認することは許されない。

・陛下の『ご公務のご負担軽減』論については、御公務そのものを整理縮小すべきある。

国事行為については「国事行為の臨時代行に関する法律」に基づいて、適宜、皇太子殿下や秋篠宮殿下によって代行していただく。象徴行為の整理縮小は喫緊の課題。女性宮家の創設ではなく、国事行為の代行や象徴行為の整理縮小の方法で緊急に議論すべきである。

・女性皇族が皇籍離脱後も公的な立場で活動され、陛下をお支えするためには、婚姻による皇籍離脱後も、特例として「内親王」、「女王」の尊称を認め、直接、陛下を公的に支えるシステムを構築すべし。

旧11宮家の臣籍降下は、実際には、GHQによる圧力によるものであって、史上しばしば行なわれた天皇の勅命による臣籍降下とは全く異なる。旧11宮家のうち4宮家には、未婚の男系男子孫だけでも9名あり、歴史上、一旦臣籍降下された後に皇籍を取得された例は、少なくとも8件ある。逆に、皇室とは全く無縁な民間人男性が皇籍を取得した例は皆無。(1) 皇室典範第9条を改正し、元皇族の男系男子孫の方に、男子継承者のいない現宮家に入っていただく方法や(2) 元皇族の男系男子孫の中から、御本人の意思(親権者の同意)や皇室のご意向を踏まえ

たうえて、ふさわしい方に皇族となっていた
くための臨時特別措置法とでもいうべき法律を
制定する方法が考えられる。

〈質疑応答〉

園部 参与：大変な皇室の御活動を、天皇陛下を
お支えし、国家国民のためにお引き受け頂くに
は相当な覚悟が必要。そうした方を例えば女性
皇族の御配偶という形で一般国民、あるいは旧
皇族の男系男子孫の中からお迎えするとした場
合に、制度の在り方等を考えるに当たり、どう
いう点に配慮すべきか。

百地 氏：皇室の御活動には祭祀、国事行為、象
徴行為といわれる公的行為があり、象徴行為を
お助けするということになる。

園部 参与：仮に、旧皇族の男系男子孫の方を養
子あるいは臨時特別措置法といった方法によ
り、皇族としてのご身分をお持ち頂くような制
度とした場合に、新たに皇族となる男性の皇位
継承資格の有無についてはどうか。

百地 氏：悠仁親王の世代までは順位が決まっ
ている。旧宮家から来られる方々の順位は、も
との系図に従って順位が決まっているから恣意が
入ることもない。

例えば本当に幼い方が皇族になられた場合、や
はり形としては親御さんと一緒に皇族の形を
とられるしかない。しかし、その場合、親御さ
んについては、皇位継承権については一応外し
ていただくべきかと思う。

園部 参与：皇室が国民の敬愛を受けているとい
う背景にはどのようなことがあるか。

百地 氏：天皇ご自身、あるいは天皇につながる
方々が国民の幸福をひたすら願い、国民のため
に尽してこられた。神に祈る心でもって、政治
を行ってこられた。そういう皇室の長い伝統が
あればこそ、国民も皇室を敬愛してきた。

第4回 平成24年4月24日

[市村真一]

- ・ 皇室と国民の関係は、国際的にみても見事。今
の皇室典範を改正しない限りは、宮家はなくな
る。緊急事態を救うために必要な法的措置を取
るべきです。但し、それはすぐにはできないの
で数年間の時間をかけてやる中期の対策のため
の調査会を設けるといふ附帯決議をつけるべ
し。
- ・ 内親王あるいは女王を当主とする宮家の創設
を、皇室典範12条の改正によって実現し、臣籍
降下された皇族方やこれからそうなされるであ
ろう皇族方に対しても、必要に応じて内親王あ
るいは女王という称号を保持し続けられるよう
皇室典範を改正する。旧皇室典範44条にはその
ような規定がある。
- ・ 昭和22年に臣籍降下された旧宮家の皇族復帰
については、緊急にそういうことをすべきでは
ない。宮家の復活という問題は、2～3年の時
間をかけてしっかりと検討して、緊急措置とし
てはとるべきではない。

〈質疑応答〉

齊藤 副長官：長期的な観点に立って国民的な議
論をすべきであるということだが。

市村 氏：現行の皇室典範、欠陥あることは明ら
か。緊急の事態を救うための提案が必要。あまり
ジャーナリスティックでない形で、できれば
学問的にしっかりした人の意見を踏まえて進め
て欲しい。

園部 参与：緊急方策、中期方策あるいは長期方
策と、先を見通して計画を立てるべきだと言わ
れるが、中期方策、長期方策というものは、ど
のような機会にどういうタイミングで始めるこ
とが望ましいか。

市村 氏：まず、女性皇族を当主とする宮家を創
設し、一部の旧皇族方が協力できる体制を作る

ことは12条の改正によってできる。しかる後、平成の準則をどう決めるかということは、2～3年はかかるのではないか。それくらいの期間の中でということ。

園部 参与：現在の皇室に、皇太子御一家、秋篠宮家、常陸宮家、三笠宮家、寛仁親王家、桂宮家、高円宮家があるが、そこに養子がみえた場合、その養子の班位（筆者注：身分）は、どうなるか。

市村 氏：養子はどちらかお一人が皇族でないと、宮家を継承することはできない。

園部 参与：必ず、皇族、旧皇族から選ばなければならないということか。

市村 氏：そうです。ただし、内親王殿下が元の皇族であった方の御子孫と結婚せられる場合は、それは宮家に違いは生じない。

園部 参与：そのときには班位については養子となる前のお立場での順番でいくのか、養子となった後の皇族の順番でいくのか。

市村 氏：それは女性の皇族が当主の宮家がもと。

園部 参与：それは別に結婚でなくても養子は認めるということか。

市村 氏：結婚しなくて、例えば常陸宮家のように子どもさんがいらっしやらない方がだれか皇族の方を養子にすることは許されると思う。

[笠原英彦]

・皇室の御活動の安定性を維持するためには、皇族女子の方々に皇室の御活動を分担して頂く必要があります、御結婚後も皇族の身分を保持していただくのが適当。

これは、官房長官が御指摘のように皇位継承問題とは切り離して考えるべきである。

・皇室の御活動の維持が困難となることについては、現行皇室典範12条の規定により、婚姻にともない皇族女子の方々が皇族の身分を離れられる可能性がある。そこで可及的速やかに同12条

を改正し、皇族女子の方々に御結婚後も皇族の身分を保持していただくべきである。

・皇室の御活動の安定性を維持するために、内親王殿下や女王殿下ら皇族女子の方々に婚姻後も皇族の身分を離れることなく御活動を分担して頂くのが最良。

・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持して頂く場合、配偶者、子の身分については、皇族としない。宮家とは本来、皇位継承資格者を確保するためのもの。そのために宮家を創設すべきではない。女性皇族お一人に分担していただければ十分。

皇族女子の方々に婚姻後も皇族の身分を保持していただく場合、皇族女子の方は皇統譜、配偶者が戸籍となると、平たくいえば婚姻届が出せない。まさか皇族が事実婚というわけにはいかない。当然、法律婚とすべし。そこで数人の法律学者に意見を聞いたところ、戸籍法の改正でこの問題は解決できるとのこと。

・その他留意すべきこと

私個人としては、小泉内閣当時、「40年近く男子の誕生がなく、女系を容認せざるを得ない」と主張しており、悠仁親王が御誕生されたから女系容認は必要ないとも考えたが、問題がすべて解決したわけではない。悠仁親王誕生以降も女系容認を主張されている方もいる。更に根源的な問題として、側室なしで男系男子のまま安定の皇位継承が可能か熟慮すべし。

〈質疑応答〉

齊藤 副長官：女性皇族の婚姻後、その場合、一代限りということか。

笠原 氏：できるだけ財政負担の少ない形を取り入れるという意味で申し上げた。

齊藤 副長官：戸籍法の改正とは。

笠原 氏：これは民法の専門家とかそういう先生から御教示いただいた。

国民の中にはこういった意見もあるとして、提言した。

園部 参与：皇室の御活動は以外に御夫婦で動く場合が多い。そういう場合に、相手の男性は全く一般の国民で、職業に制限はないということか。

笠原 氏：今までの議論の中で準皇族という概念をお使いになった方もいた。今回の法改正はあくまで緊急避難的なもので決して恒久的なものではない。

園部 参与：配偶者を確保する場合、旧皇族という場合でも国民とした方がいいということか。

笠原 氏：急に皇族に戻って欲しいと言われてもとても無理だと言われる場合がほとんど。一般国民とした方が配偶者は見つかりやすい。

竹歳 副長官：以前、お書きになったものの中で、養子の禁止を解除するよりは、旧宮家の男系男子に戻ってもらった方がいいとされている点につき御説明いただけますか。

笠原 氏：基本的には15条の改正というのは、色々な問題をはらんでいて、なかなか難しい。特別立法のような形が考えらる。

養子について、これを認めるかどうか、皇族間の養子を認めるのか、一般国民を対象に養子を認めるのか、家族養子というような形で養子を認めるのか、どこの宮家の養子になるかによって皇位継承順位が変わるといような、混乱を招きかねない。

竹歳 副長官：旧皇族の方で、今、戻るのなかなか難しいのではというお話、15条改正をして復帰を可能とする策を講じて、なかなかそういう方がいるかどうかわからないということか。

笠原 氏：基本的には、一般国民であっても旧皇族の男系男子孫の場合であってもどうしても一定の覚悟が必要。側室なしで男系男子に限定と

いうのは極めて現実的には難しい。では側室ということでは一般国民の感情が許さない。

今後、皇位継承問題も含めて考えれば、セーフティネットのようなものを張ってあらゆる事態に対処できるようにしておくことが必要。

第5回 平成24年5月21日

[小田部雄次]

現在の皇室に関する改革について、以下の3点に留意して考えたい。

I 皇室の改革は、日本社会の在り方の根幹に関わる問題。また現在の皇室は長い歴史と伝統の積み重ねによって成り立っている。一つの問題を解決するために、その問題だけを変えてしまうと、長年築いてきた皇室や日本社会の在り方まで大きく変えてしまう。制度そのものは大きく変えずに現制度における機能の活性化を図ることも重要。

II やむを得ず従来の法文や慣行を変える場合、その影響を受ける個々の方々のみならず、社会全体に及ぼす影響も生まれやすい。こうした視点から、①現状を大きく変えない。②法文や慣行を大きく変えない、というスタンスを取るべき。

III 戦後の民主主義社会において、多くの国民が支持し、かつそれに答えてきた皇室という相互の関係性も大きく変えるべきではない。

・皇室の御活動の維持、皇族女子の数を維持するために、日本国憲法や皇室典範を大きく変えるのは望ましくないが、皇室典範12条を削除ならば好ましい。

・皇室の御活動維持のため、「女性皇族（内親王・女王）に婚姻後も皇族の身分を保持いただく」ことにより、天皇のご公務を軽減するご支援体制をもっと整えても良い。一度、皇籍離脱して相応の支度金も受けられた方々が復帰すること

は皇室の伝統としても近代法治国家としても好ましくない。

内親王や女王方が宮家を継承する場合、秋篠宮・三笠宮・高円宮の三宮家を長女が継承。愛子内親王・佳子内親王のために新宮家を設立しても良い。

旧皇族家の末裔の方の復帰は実現可能なのか疑問が多い。

- ・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただく場合、改正後の皇室の規模は、現皇室の皇族の方々の数を超えないことがふさわしい。女系天皇実現の念が強いというのであれば、配偶者の子の身分は皇族としない方がよい。夫婦・親子の身分が違うことを懸念する声もあるがやむを得ない。
- ・皇室典範について、今回、今後の皇室の御活動維持の観点に絞り緊急課題として議論することはよい。
- ・女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持いただく場合、両性の合意は大前提。両性の合意と皇室会議の審議で対応すればよい。

〈質疑応答〉

園部 参与：皇室の御活動について、皇族の御身分をお持ちの方になさっていただく場合と、皇族ではないものの、内親王等の御尊称をお持ちの方になさっていただく場合と、国民の受け止め方に何か違いが生じることがあるか。

小田部 氏：あると思う。尊称のみならず皇族であるということがないと、ご公務の分担という意味が国民にとっても国際社会にとっても価値が減ずる。

園部 参与：女性皇族の御意思を反映できるような制度をつくるには、どうすればよいか。

小田部 氏：皇室会議とは違った皇族会議というものが必要。

園部 参与：女性皇族方のご結婚がスムーズに進

むには「お相手になる方にとって婚姻しやすい環境作りも必要」ということだが。

小田部 氏：私個人としては、女性が結婚して皇族になれるなら、そろそろ男性が結婚して、皇族になってもよろしいのではないかとは思いますが、その問題は次の世代の課題として残されても良い。

齊藤 副長官：女性皇族に婚姻後も皇族の身分を保持していただく場合、御一代ということか。

小田部 氏：もし、可能であればお相手になる方の皇族の身分はないとしても、御子孫は皇族にされてもよろしいのではないか。

ただ、敢えて皇位継承問題に触れるのであれば、長子相続をもっと重視すべし。その問題は将来の課題。

竹歳 副長官：旧宮家は相当遠いと。それを戻って頂くとなると、戦前に臣籍降下された方々にも男系の子孫がいると述べておられるが。

小田部 氏：一番最後に、臣籍降下された龍田徳彦さんは戦後、梨本家の養子になっているが、龍田家の子孫は男系という意味では全部つながっている。11宮家、準則に照らせば戦後の段階で皇族でない。生まれたときから皇族でないかたを復帰させるのはおかしい。

[島 善高]

・皇室は日本文化の核心部分を構成し、天皇陛下がひたすら国と国民のためにお祈りをしておられるという事実は一貫している。

現代の象徴天皇制度も大多数の国民に受け入れられ、皇族方の御活動も国民大多数の共感をよんでいる。

・皇室を安泰にするには宮家の存在が不可欠でありその方策は次のとおり。

- ① 旧11宮家を特別措置法により復帰させる
- ② 旧11宮家の男系男子のうち、本人の意思、

天皇陛下、皇族方のご意向に配慮し、ふさわしいもののみ、特別措置法によって皇籍の取得を認める。

- ③ 旧11宮家の男系男子のうち、本人の意思、天皇陛下、皇族方のご意向に配慮し、ふさわしいものを養子とする。

そのためには、養子を禁じた皇室典範第9条と第15条を改正する必要がある。

- ・ 皇室の御活動を維持すべく、皇族女性が一般民間人と婚姻され、皇族女性を当主とする宮家を創設するという案もある。しかし、夫となる方を皇族とするとすれば、それこそ日本の歴史上、いまだかつてない大事件となり、皇位継承問題とも関係し、国論が大紛糾する。
- ・ 女性皇族の婚姻後の身分については、皇族身分を保持頂く以外の道も考えるべきだと思う。皇族身分を離れても、なお積極的に皇室関連のお仕事をしていただくために、婚姻後も内親王・女王の称号を用いて頂き、例えば宮内庁の参与職や御用掛の職についていただく。旧皇室典範44条に倣う案。
- ・ 今後の議論の進め方については、皇室典範改正は国会で審議されるが、極力、大規模な政治問題とならないよう、慎重に審議すべきである。皇室典範改正案の具体案を作成し、その具体案を関係方面に回して御意見を聴取してもいいのでは。
- ・ 我々が理解しやすい形で皇室関係法令を整理していただきたい。
『皇室制度史料』、明治・大正・昭和時代を包括した形で早急に編纂必要。
宮中祭祀、国民に知らず努力が必要。

〈質疑応答〉

園部 参与：旧典範の44条の実例は余り多くないように思うが。その理由は。

島 氏：皇室典範を議論した枢密院会議の議事録

によると、明治皇室典範第44条の「特旨ニ依リ」を特に強く主張したのは井上毅。

皇族女子の方が全て婚姻後も内親王・女王であるとする、全員に皇族の負担が大変になるので、「特旨ニ依リ」というものを付けたのだと説明している。

園部 参与：旧11宮家の方々を特別措置法によって皇族に復帰させるという場合、復帰された男子の方は皇位継承資格をお持ちいただくことになるか。

島 氏：そうだと思う。

園部 参与：そうすると、今度の改正に皇位継承問題が入り込んでくるわけだが、なるべくそれを避けたいという考えからすると、この規定はなかなか難しい。

それから皇室関係の整理は私も賛成だが、国の制度として、法律や政令でもって皇室関係法令を決める場合、どういうものがよいか。

島 氏：現在も宮内庁あるいは皇室の行事を行うときに、旧法令のどういうところが参照されているのかがよくわからない。

園部 参与：それを新しく作った方がよいということか。

島 氏：そうです。

園部 参与：今度の皇室制度に関する議論は、政治問題にならないように配慮すべきかと思うが、何か心がけるべき点は。

島 氏：旧11宮家の全部を皇族に復帰させるというような案を出した場合、大問題になるかもしれないが、一般国民を皇族の中に入れるという問題よりも簡単だと思う。

第6回 平成24年7月5日

[所 功]

- ・ 現行の皇室典範は、早急に改善する必要がある。平成17年の「皇室典範に関する有識者会議」の

報告書は、それ相応に評価する。将来的に女子・母系の可能性も開く必要がある。

- ・近代宮家を見ると、幕末・明治の初め、宮家当主は、明治22年制定の皇室典範により、永世皇族とされたが、明治40年の皇室典範増補によって、親王以外の王の臣籍（華族）に降下等の道が開かれ、大正9年（1920）には、宮家当主でも王の5世以下は全て臣籍に降下しなければならないという「皇族の降下に関する施行準則」ができた。

戦後は、GHQの皇室弱体化政策によって、11宮家（男女51名）が皇籍離脱を余儀なくされたが、旧宮家の復活は「君臣の分義を厳守」するためには、決して望ましいことではない。ただ、皇室の将来を考えれば、一つの案として妥当性を検討したらよい。

- ・中核的な皇位継承の原則は当面従来どおりとした上で、周縁的な皇族女子の処遇について、「婚姻後も皇族の身分を保持していただくという方策」を早急に実現するのが当然であり、当面まず女性宮家の設立と相続を可能にする必要がある。その場合、女性宮家の範囲は、内親王（現3名）も女王（現5名）も全員可能とした上で、典範の原則にある長系・長子を優先しながら、本人の意向や当代の事情を考慮して、皇室会議の議により辞退できる工夫が必要。
- ・また皇族女子と結婚する一般男子は、入夫として皇族になる。さらに、その子孫も皇族として宮家を相続するが、長系・長子以外は順次皇籍を離れるようにして適宜調整する必要がある。結婚する男性は入夫として皇族の身分を得るけれども、当主になることはなく、皇位継承資格を認められない。
- ・皇室会議については、現行皇室典の第10条を改正して実質的な審議を尽すよう運用すべし。
- ・ヒアリングの記録を見ると、皇族身分を離れて

も皇室関係のお仕事をしていただくために、婚姻後も内親王・女王の称号を用いられるようにするという案を支持する声が少ないが、一旦皇室を出られたら一般国民と同じであり、これは皇室と国民との区別を曖昧にする一因となる。

〈質疑応答〉

竹歳 副長官：皇室の歴史を振り返ると、新例をいくつか開いてきた。旧典範44条があって、1つの質問は、なぜその例外が認められてきたかということと、2つ目は、今はそのそういう例外的な状況に当るのではないか（君臣の別を分けることの例外・筆者注）。ここで新例を開いてもいいのではないか。

所 氏：例外が44条で認められているのは、典範義解を見ると、近世にその例があるということです。唯一、あるのは梨本宮方子女王の場合、これは既に大正7年の皇室典範増補において、皇族は王皇族と婚姻できるということを決めておりましたから・・・なおいろいろな事情があって、大正9年の挙式直前に「お沙汰」をもって女王を称せしめられることになられた。これは正に例外中の例外。

そのような従来への在り方をみると、最近言われておる、尊称を維持することによって皇室活動を続けていただくという目的とか役割とは全然違う。

園部 参与：明治より以前の4親王家という御存在は、当時の人々にはどのような御存在として受け止められていたのか。

所 氏：世襲親王家の存在は、皇統の備えとして重要と認められていた。ただ、その背景として、多くの皇子・皇女を出家させ、それでは皇族が余りに減りすぎるので、せめてこの親王家だけは何とか世襲で残していこうということ。

園部 参与：皇室の歴史の中で、天皇という御存

在の御活動と、いわゆる4親王家の御活動とはどのように関連しあっていたか。

所 氏：皇室の伝統的な文化を担ってこられたのは歴代の天皇を中心として、お身内だけではなく、世襲親王家を含む皇族方、その周縁の血縁関係の深い公家の方々、そういう方々が互いに分担し協力してこられた。

園部 参与：女性皇族方が皇族の身分を離れられた後に、尊称をお持ちにならずに皇室の御活動を行われる場合、国民はそうした御活動を皇室の御活動として受け止めるか。

所 氏：国民の多くは、そのような方々が尊称を保持されなくても、元内親王・元女王ということで、それ相応に尊敬をもち、その御役割を理解すると思う。

[八木秀次]

私の基本前提は、事前の打ち合わせのとおり、以下5点。

- ① 皇位継承とこの問題は切り離す。
 - ② 皇室典範の第1条には手をつけない。
 - ③ 皇族の数が減る中で内親王・女王が御結婚後も皇室活動をサポートしていただくための制度設計をするということ。
 - ④ 皇位継承の在り方については、改めて別の機会に検討をなさると伺っている。
 - ⑤ 小泉内閣のときは議論がわかれた。そこでこのヒアリングを通じて半歩でも1歩でも前にすすませたい。
- ・ この皇室典範12条にかかわる問題。果して本当に皇位継承と切り離せるのかという懸念があり、これまでマスコミ等で使われている女性宮家の創設は、裏口からの女系天皇容認との指摘もある。女系継承は避けるべきだ。
 - ・ 日本国憲法の世襲の文言のみを重視し、皇位の女系継承を容認する立場がある。

園部参与は「憲法第2条『世襲』の意味内容をも、男女両方の血統を含むと考えられる一般的な世襲概念を離れ、男系による継承と解さなければならぬ」と述べておられる。

園部参与は皇統について、「男女両系を含み得る観念である皇統のなかから旧皇室典範は制度として男系を選択した」と述べられ、所先生も「『皇統』は、旧皇室典範で『男系の男子』に限定されたが、皇統概念には女帝・女系概念も含みうる」と述べておられる。園部参与、所先生の理解は、皇統には男女両系が含まれ、その中から男系を選択し、更に男子を選択するという三重構造。しかし皇室典範はそのような認識には立っていない。

- ・ 「天皇の正統性」とは、初代神武天皇の男系の血筋を純粹に継承されている、このことにつきる。「女性宮家」を創設しなくても内親王・女王の称号の継承と予算措置によって皇室の活動をサポートしていただくようにすればよい。身分は民間人、皇位継承権はない。旧宮家の男系男子孫による「新宮家」創設がより本質的解決である。臣籍降下は現行の皇室典範の下で行われたものであり、大正9年の皇族の降下に関する施行準則によるものではない。「君臣の分義」というが、男系継承という皇位継承の原理こそ重視すべき。

〈質疑応答〉

長浜 副長官：「『女性宮家』を創設しなくても内親王・女王の称号の継承と予算措置によって皇室の活動をサポートして頂くようにすればよい」、これが結論か。

八木 氏：そうです。

原 室長：これまでのヒアリングの中で、女性の皇族の方だけを皇族として残して、配偶者やお

子さんは皇族にしないというご提案もある。そういう案についてはどうか。

八木 氏：それが果たして女系継承に道を開かないのかという懸念がある。

斉藤 副長官：いわゆる尊称が引き続きということになれば、皇族と国民の区別があいまいになるのではないかという懸念についてはどうか。

八木 氏：私もその懸念は当然ある。両陛下をお助けするようなシステムを作るとするならば、これしかないというのが私の意見。ここが唯一の落としどころではないか。

園部 参与：私ははっきり申し上げるが、女系天皇論者でも何でも無い。そこを、私を女系天皇論者としてターゲットにされても甚だ迷惑。

そこで八木先生に対する質問を3問ほど。

現行憲法が定める象徴天皇制度というあり方について、どのように受け止めておられるか。

八木 氏：象徴天皇制の規定は我が国の天皇制のあり方をよく表現したものになっていると理解している。

園部 参与：象徴天皇の制度というのは、天皇陛下が国家国民のために様々な御活動をされ、御尽力をされていらっしゃるということで維持されているという考え方があるが、それはどうお考えか。

八木 氏：それは天皇の機能の部分だと思いますけれども。

園部 参与：機能であり天皇の御意思の問題です。

八木 氏：その大前提として、世襲による、男系継承による、現代的に言えば立憲君主制というのが前提となっていて、その上に今日の憲法が求める天皇の権能があると理解します。前提は世襲であると。

園部 参与：それでは、最後に、女性皇族方に尊称をお持ちいただく場合に、この尊称をお持ち

いただく女性皇族としては、内親王殿下あるいは女王殿下のどの範囲までがふさわしいと思うか。

八木 氏：現在いらっしゃる全ての内親王様、女王様を対象にすべきだと思います。

4 おわりに

以上、平成24年2月29日～7月5日まで、6回にわたり12名の有識者に対し行われたヒアリングの内容を概観した。

これらのヒアリングをふまえ、内閣官房皇室典範改正準備室は、同年10月5日、「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」を公表し、「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」としたうえで、以下2案を提案した^[8]。

① (1 - A 案) 「女性皇族に一般男性との婚姻後も、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができるとし、配偶者や子にも皇族としての身分を付与する案」

② (1 - B 案) 「女性皇族が一般男性と婚姻した場合に、その御意思により、皇族としての身分を保持していただくことができるとする一方、配偶者や子については、皇族の身分を付与しない案」

これに対しては、「皇室の伝統を守る国民の会」より次のような反論・意見等が寄せられた^[9]。

ア 尊称による皇室活動の維持」と「元皇族の男系男子の皇室復帰」の両案の検討こそ、今日の皇室制度の課題を克服する道である。

イ 論点整理は「女性宮家」創設により生じる重大な問題指摘を軽視するものである。

ウ 女性宮家という新しい身分の創設には憲法14条違反の重大な疑義が生じる。

エ 史上初めて一般男性を皇族とする女性宮家制度は、皇室の伝統と矛盾するものであって、「皇室の伝統を踏まえながら」検討するとした基本方針に反する。

オ 尊称案は「称号」を付与するだけであって憲法14条には違反せず、代案の国家公務員案は有識者からの提案にはなく、「論点整理」の主旨から逸脱している。

カ 尊称付与によって内親王や女王が元皇族として、皇室のご活動を支えることは、「皇室のご活動を安定的に維持」する緊急課題に即応している。

キ 政府は皇位継承制度の安定的な維持のため、元皇族の男系男子が皇籍を取得できる方策について、速やかに検討を開始すべきである。

野田内閣のヒアリングは、基本的視点として「男系男子による皇位継承を規定する皇室典範第1条には触れないことを大前提とし、旧11宮家の男系男子孫の皇籍復帰論については、皇位継承資格の議論につながるため、今回の検討対象とはしない」ことを大前提として進められ、しかし「皇族数の減少に歯止めをかけ皇室の御活動を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」としたうえで2案を提案し、上記エのような反論を招いたことは、ヒアリングにおける有識者の指摘^[10]にもあるように、その大前提自体に無理があったのではないか。

安倍首相は、平成25年2月8日のテレビ番組で、野田内閣の下で進められたいわゆる「女性宮家」案を見直す考えを示した^[11]。その後、民主党政権下での議論を再検討しているとも伝えられるが^[12]、

皇室が直面している問題は深刻であり先送りは許されない。今後、内閣は早急にこの問題の解決へ向け、更なる一步を踏み出す必要がある。

注

- [1] 拙稿「近年の皇位継承をめぐる論議に関する一考察」『浦和論叢 39号』（浦和大学2008年）同「皇位継承資格をめぐる論議—女性天皇・女系天皇の可否」『湘北紀要 30号』（湘北短期大学2009年）
- [2] ヒアリングは、毎回、齋藤勁（政務担当官房副長官）、長浜博行（政務担当官房副長官）、竹歳誠（事務担当官房副長官）、園部逸夫（参与）らが担当して行われ、その内容は首相官邸ホームページに掲載された。
- [3] 「[政府関連資料] 皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（平成24年10月5日 内閣官房提出）
- [4] （平成24年10月24日公表）政府が発表した「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」に関する私たちの見解。
www.nipponkaigi.org/opinion/archives/5251
- [5] 平成24年12月19日、日本経済新聞参照。
- [6] 菅義偉官房長官は、平成25年3月15日の衆議院予算委員会で、「皇位の男系継承が維持されてきた重みを考え、経緯を整理させている」ことを明らかにした。平成25年3月24日、朝日新聞（朝刊）参照。
- [7] 前掲、首相官邸ホームページ参照。
- [8] 前掲「[政府関連資料] 皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」
- [9] 前掲「政府が発表した『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』に関する私たちの見解」（皇室の伝統を守る国民の会：会長 三好 達）
- [10] 第3回ヒアリングにおいて、櫻井よしこ氏は「今回の設問自体に無理がある。政府は、女性宮家の創設問題は皇位継承の問題と切り離すというが、これら2つは表裏一体の切り離せない問題である」と述べている。また、百地章氏も「女性宮家論は、皇室典範に関する有識

者会議報告書において、女系天皇の容認とセットで登場したもので、女系天皇の道を開くための方便、政府が有識者会議の報告書を前提に検討を行うと述べている以上、今回のヒアリングは皇位継承と切り離して行うと言っても、いずれ女系天皇の容認に向うことは間違いない」と述べている。

[11] 平成25年2月8日に出演したテレビ番組「プライムニュース」(BSフジ)での発言。

[12] 前掲、注[6]参照。

Debate concerning the System of Imperial House
– The Advisory Council Hearing on the Imperial Family –

Itsuo YOKOTE

[abstract]

In October 2011, the administration of Noda released a report of establishing female Imperial branch families in light of decreasing numbers of Imperial Household members. The government also subsequently called for the public's input on the report, but it remains unclear how the government of Abe, which took over in December 2012, will handle the issue. Under the current Imperial House Law, sooner or later, a situation may arise in which there is no eligible candidate for the Imperial Throne. Stability of the Imperial succession is an important issue that affects the country's foundation. Therefore the prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is an important for Japan. This paper reports the Advisory Council Report on the Imperial Family by 12 experts.

[key words]

Imperial House Law, The system of Imperial Succession, Female Imperial Branch